

# 青森県報

号外第七十号

平成二十九年  
八月二十三日  
(水曜日)

## 目次

○大規模小売店舗の変更の届出.....(商工政策課).....一

○右 同.....( ).....二

○右 同.....( ).....二

○右 同.....( ).....二

○右 同.....( ).....三

○右 同.....( ).....四

○右 同.....( ).....五

○右 同.....( ).....六

○右 同.....( ).....六

○右 同.....( ).....七

○右 同.....( ).....八

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ柏店

五所川原市大字小曲字枝村四二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	変更後 年月日
			平成 二九・五・一六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	変更後 年月日
			平成 二九・五・一六

四 届出年月日

平成二十九年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十九年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成二十九年十二月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市東大野二丁目一の一の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	変 更 後	平成 二元・五・二六
-------	---	--	-------	---------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
-------	-------	------------

株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六
---	--	---------------

四 届出年月日

平成二十九年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十九年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十二月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグアサヒ下田店  
上北郡おいらせ町高田六九の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	変 更 後	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	変 更 年月日	平成 二九・五・二六
-------	---	-------	--	------------	---------------

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	変 更 後	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	変 更 年月日	平成 二九・五・二六
-------	---	-------	--	------------	---------------

- 四 届出年月日  
平成二十九年七月三日

- 五 届出書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

- 2 期間

平成二十九年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。  
六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

- 1 提出期限

平成二十九年十二月二十三日

- 2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ三沢店

三沢市大字三沢字堀口九四の二四二外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
-------	-------	------------

株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の二 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六
---	---	---------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の二 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六

四 届出年月日

平成二十九年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十九年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十二月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ弘前大町店

弘前市大字取上一丁目一の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の二 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の二 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六

四 届出年月日

平成二十九年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十二月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグアサヒ弘前堅田店

弘前市大字宮川一丁目二の一三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六
変 更 後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六
変 更 後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六

四 届出年月日

平成二十九年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十二月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ十和田店

十和田市大字相坂字白上二四八の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	変	更	後	株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・一六	年月日
---	---	---	---	---	---	---	--	---------------	-----

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	変	更	後	株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・一六	年月日
---	---	---	---	---	---	---	--	---------------	-----

四 届出年月日

平成二十九年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十九年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十二月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグアサヒ野辺地店  
上北郡野辺地町字二本木四六の一先
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六
変 更 後	株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六
変 更 後	株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六

四 届出年月日  
平成二十九年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場

2 期間

平成二十九年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成二十九年十二月二十三日  
提出先  
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ鱒ヶ沢店

西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字西禿一八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六
変 更 後	株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
-------	-------	---------

株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六
---	--	---------------

四 届出年月日

平成二十九年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び鱒ヶ沢町役場

2 期間

平成二十九年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、鱒ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十二月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパークむつ

むつ市中央一丁目一四九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 後	変 更 後
株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六	年月日
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	変更なし		
有限会社コンソ むつ市金谷二丁目一六の一 代表取締役 紺野健治	変更なし		
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 白石正	変更なし		

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 後	変 更 後
株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	平成 二元・五・二六	年月日

株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	変更なし	
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原二丁目 一九の四 代表取締役 野中正人	変更なし	
株式会社オーランド・オプチカル 宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘三丁目 一五の二 代表取締役 小島俊夫	変更なし	

四 届出年月日

平成二十九年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十九年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十二月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭